

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項を変更しようとする旨の届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

令和5年11月10日

枚方市長 伏 見 隆

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

閉店時刻及び駐車場の利用可能時間

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグユタカ西招提店

枚方市西招提町1247番1 他

(3) 届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ユタカファーマシー

代表取締役 浅井 家康

岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1

(4) 変更年月日

令和5年11月22日

2 届出年月日

令和5年10月31日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部商工振興課

(2) 縦覧期間

令和5年11月10日から令和6年3月11日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

・持参の場合

枚方市観光にぎわい部商工振興課

・ 郵送の場合

〒573－8666

枚方市大垣内町二丁目 1 番20号

枚方市観光にぎわい部商工振興課